

持続的畜産の実現に向けた消費と生産の好循環プロジェクト
(採卵養鶏・養豚生産基盤強化支援メニュー) 実施要領

(趣旨)

第1 県内中小規模の採卵養鶏・養豚農家は、経営悪化や施設の老朽化、大規模企業系農場や安価な輸入畜産物との競合、担い手不足といった課題を抱えている。そのような中、意欲ある採卵養鶏・養豚農家は、高付加価値化を目指して銘柄鶏卵・豚肉の生産、加工食品の商品化や飲食店経営、小売店との連携による消費促進にも取り組んできた。このことから、地域密着型の生産消費を促進するとともに、定時定量安定供給のため、生産現場での生産性向上や効率化を図り、持続的な地産地消を推進する必要がある。本事業は、これら生産者の持続的な発展を推進するため、意欲ある中小規模の生産者が行う、労働生産性向上を目的としたICT・IoT等スマート農業技術を活用した機械機器等の整備を支援し、促進させるものである。

(定義)

第2 この要領において「事業実施主体」とは、採卵養鶏業及び養豚業を主たる事業として営む生産者のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者のことをいう。

(1) 宮城県内（以下「県内」という。）で本店所在地の法人登記が行われており、県内で事業を営む会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する会社（その他の法により会社法における合名会社の規定を準用し実質的に会社形態をとる者を含む）に限る）、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人又は県内に住所を有し、県内で主たる事業を営む個人であること。

(2) 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えるもの。

イ 総株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上が同一のアに掲げる会社の所有に属しているもの。

ウ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上がアに掲げる会社の所有に属しているもの。

エ アに掲げる会社の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めているもの。

オ 発行済株式の総数又は出資価額の総額をアからエに該当する会社が所有しているもの。

カ アからエに該当する会社の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めているもの。

キ 総株式の出資比率の2分の1以上が、本社住所地が宮城県外である会社の所有に属しているもの。

ク 採卵養鶏業を営む生産者においては、交付の申請の日の属する年の定期の報告（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の4第1項に規定する定期の報告をいう。）において、採卵鶏成鶏の飼養羽数が20万羽以上のもの。

ケ 養豚業を営む生産者においては、交付の申請の日の属する年の定期の報告（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の4第1項に規定する定期の報告をいう。）において、豚の飼養頭数が合計1万頭以上のもの。

(支援内容)

- 第3 本事業は、生産現場の労働生産性の向上を目的としたICT・IoT等スマート農業技術を活用した機械機器等の整備を支援し、促進する事業であり、採択要件等は別表1のとおりとする。
- 2 本事業補助対象機器等は別表2に掲げるとおりとする。

(補助対象経費)

- 第4 交付要綱別表1に掲げる経費のうち補助対象となる経費の留意点は、別表3に掲げるとおりとする。ただし、機器等整備費のうち、購入費については、次の各号に掲げる要件を満たすこととする。
- (1) 別表2に掲げる補助対象機器等であること。
 - (2) 新品であること。
 - (3) 利用期間は、処分制限期間以上とすること。
 - (4) 随意契約による場合には、理由書を提出し、2者以上から見積もりを取ること。また、その2者以上の見積もり実施にあたっては、可能な限り、同一の日付に見積もりをとることとし、補助対象機械機器等を適正な価格で整備できるように取組むこと。ただし、整備しようとする機械機器等の取扱が特定の者に限定されるときは、1者からの見積もりで構わない。
 - (5) 指名競争による場合には、理由書を提出すること。

(成果目標及び目標年度)

- 第5 事業実施主体は、次に掲げる各号のいずれかを取組目標として設定するものとする。
- (1) 生産性の向上
 - ア 生産量の増（ただし、銘柄等一定の取引規格が定められている生産物については、その規格を満たす生産量の増としてもよい。）
 - イ 家畜の事故率の低減
 - ウ 枝肉上物率の向上（整備しようとする機械機器等の対象畜種が豚の場合。）
 - エ 売上の向上
 - オ その他生産性の向上が見込まれるもの
 - (2) 労働量の低減
 - ア 労働時間の低減
 - イ 作業に要する従事者の人数の減（ただし、整備しようとする機械機器等が目的とする特定の作業に限る。）
- 2 前項に掲げる取組目標の達成に係る目標年度は、事業完了年度の翌年度とする。

(事業実施計画の申請及び承認)

- 第6 事業を実施しようとする事業実施主体は事業実施計画を作成し、事業実施計画承認申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を知事に提出するものとする。
- 2 前項の規定による申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとする。
 - 3 知事は、第1項の規定により申請書が提出されたときは、別表1に定める採択要件を満たし、かつ事業の実施規模が適切であり、事業実施計画が適切であると見込まれる場合は、こ

れを承認するとともに、そのことを申請者に通知するものとする。

4 事業実施主体は、前項の規定により承認を受けた事業実施計画について、次に掲げる変更を行おうとする場合は、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 事業の新設又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業量・事業費の30%を超える変更

5 第1項から第3項までの規定は、前項の事業実施計画の変更について準用する。この場合において、「事業実施計画承認申請書」は「事業実施計画変更承認申請書」と読み替えるものとする。

(事業補助金)

第7 持続的畜産の実現に向けた消費と生産の好循環プロジェクト(採卵養鶏・養豚生産基盤強化支援メニュー)について採択を受けたものは、持続的畜産の実現に向けた消費と生産の好循環プロジェクト(採卵養鶏・養豚生産基盤強化支援メニュー)補助金の交付を受けることができる。

(事業の着手)

第8 本事業の着手は、原則として、補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前着手届(別記様式第2号)を作成し、知事に提出するものとする。

2 前項のただし書きにより交付決定前に事業の着手等をする場合にあっては、前項の承認後、交付決定前であっても着手できるものとし、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(事業の指導推進)

第9 知事は、この事業の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業協同組合等関係機関との密接な連携による推進体制を構築し、推進指導に当たるものとする。

(状況報告等)

第10 知事は、必要と認めるときは、補助事業者から補助事業の遂行状況について報告を求め、又は現地調査を行い、補助金の使用状況を調査することができる。

(成果の報告)

第11 事業実施主体は、機械機器等の導入が完了した年度及び目標年度において、毎年度2月末日までに当該補助事業に係る1年間の成果等について事業成果報告書(別記様式第3号)により、知事に報告しなければならない。また、知事は、必要に応じて、本事業で機器を導入した農場において、事業効果を確認できるものとする。

(運用状況の報告)

第12 事業実施主体は、機械機器等の導入が完了した年度の翌々年度から起算して4年間は、運用状況報告書(別記様式第3号)を作成し、毎年度2月末日までに、知事に報告するものとする。

(管理運営等)

第13 本事業で導入した機械機器等については、事業に影響を及ぼさない範囲で他の生産作業に活用することができるものとする。

(書類の提出部数及び経由)

第14 この要領に定める知事に提出する書類は1部とし、家畜保健衛生所長を経由するものとする。なお、栗原市にあつては北部地方振興事務所栗原地域事務所畜産振興部長を経由し、石巻市、東松島市及び女川町にあつては東部地方振興事務所畜産振興部長を経由するものとする。

(その他)

第15 この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月6日から施行し、令和8年度予算に係る当該事業に適用する。
- 2 この要領は、令和9年度において、当該事業に係る予算が成立した場合にも適用するものとする。

別表 1 (第 3 関係)

事業内容	採択要件
生産現場の労働生産性の向上を目的とした ICT・IoT 等スマート農業技術を活用した機械機器等の整備を支援、促進する。	次に掲げる 1 および 2 の要件を満たすこと。 2 本事業によって整備する機械機器等を 5 年以上利用する見込みであること。 3 機械機器等を整備する事業実施主体は、採卵養鶏又は養豚の経営規模が 5 年間維持又は拡大する見込みであること。

別表 2 (第 3 関係)

対象畜種	補助対象機器等
共通	①環境モニタリングシステム
共通	②畜舎環境制御システム
共通	③畜産設備機器等連携システム (ダッシュボードシステム等)
共通	④経営管理支援システム
共通	⑤飼料タンク残量管理システム
豚	⑥個体管理機械装置 (体重等自動測定カメラ等)
豚	⑦デジタル超音波画像診断装置
鶏	⑧異常卵検査装置
鶏	⑨ひび卵検査装置
共通	⑩その他知事が適切と認める機械機器等

別表 3 (第 4 関係)

経費	経費項目	内容	留意点
①事業費	機器等整備費	補助事業の実施に直接使用される機器 (ただし、別表 2 に掲げる補助対象機械機器等の導入に限る。) 等の導入に必要となる次の経費 ・購入費 ・設置費 ・運搬料 ・宅配・郵送料	<ul style="list-style-type: none"> ・機械機器等については、見積書 (原則 2 者以上。ただし、該当する機械機器等を 1 社しか扱っていない場合は除く。)、カタログや仕様書等を添付すること。 ・処分制限期間 (原則 5 年) が経過するまでは、事業実施主体が善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。
	システム構築費	補助事業の実施に直接使用される業務用のシステムに係る設計及び専用	

		<p>ソフト（稼働に必要不可欠となる付随のソフトウェア（オプション）を含む）の導入に必要なとなる次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・謝金 ・旅費 ・設定費 ・構築費 ・購入費 	
	システム運用環境整備経費	<p>システム構築に伴い農場内の運用環境を整備する上で必要となる次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット環境整備費（ただし、補助事業の実施に直接使用される機器等の購入先が購入に附帯して実施する等、特に必要と認められる場合に限る。ただし、畜舎の改修等施設の整備に要する経費は除く） ・謝金 ・旅費 	
	その他の経費	<p>前各号に掲げるもののほか、知事が実施に必要なと認める経費</p>	